

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一部負担金の減免又は徴収猶予）</p> <p>第5条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）は、条例第7条の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予（以下「減免猶予」という。）を受けようとするときは、<u>次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の氏名、住所及び被保険者証の番号</u></p>	<p>（一部負担金の減免又は徴収猶予）</p> <p>第5条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）は、条例第7条の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予（以下「減免猶予」という。）を受けようとするときは、<u>国民健康保険一部負担金／減額／免除／徴収猶予／申請書にその理由を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。</u></p>

(2) 一部負担金の減免又は徴収猶予

を受けようとする者の氏名、生年月日及び世帯主との続柄

(3) 一部負担金の減免又は徴収猶予

を受けようとする期間及びその理由

(4) その他市長が必要と認める事項

2 区長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、書面によりその旨を当該世帯主に通知しなければならない。

3 区長は、前項の承認を決定したもののについては、その旨を証する書面を当該世帯主に交付しなければならない。

(一部負担金の減免猶予の取消し)

第6条 [略]

2 [略]

3 区長は、第1項の規定により減免の取消しをしたときは当該保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び世帯主に、前項の規定により徴収猶予の取消しをしたときは当該世帯主に書面によ

2 区長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに国民健康保険一部負担金／減額／免除／徴収猶予／決定通知書によつて当該世帯主に通知しなければならない。

3 区長は、前項の承認を決定したもののについては、国民健康保険一部負担金／減額／免除／徴収猶予／証明書を当該世帯主に交付しなければならない。

(一部負担金の減免猶予の取消し)

第6条 [略]

2 [略]

3 区長は、第1項の規定により減免の取消しをしたときは当該保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び世帯主に、前項の規定により徴収猶予の取消しをしたときは当該世帯主に国民健康

りその旨を通知しなければならない。

(出産育児一時金の支給)

第7条 世帯主は、条例第9条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に出産を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所及び被保険者証の番号

(2) 出産した被保険者の氏名、世帯主との続柄及び出産年月日

(3) 出生した者の世帯主との続柄

(4) 死産であるときは、その旨

(5) その他市長が必要と認める事項

(出産育児一時金の加算額)

第7条の3 条例第9条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、1万2,000円とする。

(葬祭費の支給)

第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者で条例第10条の規定による葬祭費の支給を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書に死亡を証明する書類を添付して区長に提出しなければ

保険一部負担金／減額変更／免除／徴収猶予取消／通知書によってその旨を通知しなければならない。

(出産育児一時金の支給)

第7条 世帯主は、条例第9条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書に出産を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。

(出産育児一時金の加算額)

第7条の3 条例第9条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、1万6,000円とする。

(葬祭費の支給)

第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者で条例第10条の規定による葬祭費の支給を受けようとするものは、国民健康保険葬祭費支給申請書に死亡を証明する書類を添えて区長に提出しなければなら

ならない。

(1) 世帯主の氏名、住所及び被保険者証の番号

(2) 死亡した被保険者の氏名、死亡年月日、死亡場所及び死亡の原因

(3) 申請者の氏名及び住所

(4) その他市長が必要と認める事項

(国民健康保険料等徴収職員証の携帯等)

第9条 市長の委任を受けた職員は、保険料その他徴収金を徴収するときは、様式第1号による国民健康保険料等徴収職員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(国民健康保険料等滞納処分執行職員証の携帯等)

第10条 市長の委任を受けた職員は、保険料その他徴収金の滞納処分を行うときは、様式第2号による国民健康保険料等滞納処分執行職員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第11条及び第12条 削除

ない。

(国民健康保険料等徴収職員証の携帯等)

第9条 市長の委任を受けた職員は、保険料その他徴収金を徴収するときは、国民健康保険料等徴収職員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(国民健康保険料等滞納処分執行職員証の携帯等)

第10条 市長の委任を受けた職員は、保険料その他徴収金の滞納処分を行うときは、国民健康保険料等滞納処分執行職員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第11条 削除

(督促状)

第12条 条例第20条の規定による督促は、国民健康保険料督促状によるものとする。

(保険料の減免額の算定等)

第13条の2 前条の規定による減免額の算定等については、主管局長が定める。

(保険料の徴収猶予、減免又は軽減の申請等)

第13条の4

市長は、条例第22条の規定による保険料の徴収の猶予の申請又は条例第23条(第3項を除く。)の規定による保険料の減免の申請を受理した場合において、これらの申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 条例第23条第5項に規定する保険料減免理由消滅の申告は、次に掲げる事項を記載した書面に減免を受けた理由が消滅したことを証明する書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(保険料の減免額の算定等)

第13条の2 前条の規定による減免額の算定等については、福祉局長が定める。

(保険料の徴収猶予、減免又は軽減の申請等)

第13条の4 条例第22条の規定による保険料の徴収の猶予の申請は国民健康保険料徴収猶予申請書によるものとし、条例第23条(第3項を除く。)の規定による保険料の減免の申請は国民健康保険料減免申請書によるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請の承認又は不承認を決定したときは、速やかに国民健康保険料/減免/徴収猶予//承認/不承認/通知書によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 条例第23条第5項に規定する保険料減免理由消滅の申告は、国民健康保険料減免理由消滅申告書によるものとする。

(2) 減免を受けた保険料の額

(3) 減免を受けた理由

(届出その他の様式)

第17条

(被保険者証等)の様式)

第17条 次の各号に掲げる国民健康保険被保険者証その他の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(3)まで 削除

(4) 国民健康保険一部負担金／減額
／免除／徴収猶予／申請書(第5条
第1項関係) 様式第4号

(5) 国民健康保険一部負担金／減額
／免除／徴収猶予／決定通知書(第
5条第2項関係) 様式第5号

(6) 国民健康保険一部負担金／減額
／免除／徴収猶予／証明書(第5条
第3項関係) 様式第6号

(7) 国民健康保険一部負担金／減額
／免除／徴収猶予／／変更／取消
／通知書(第6条第3項関係) 様
式第7号

(8)から(11)まで 削除

(12) 国民健康保険出産育児一時金
支給申請書(第7条関係) 様式第
12号

(13) 国民健康保険葬祭費支給申請
書(第8条関係) 様式第13号

(14) 及び (15) 削除

(16) 国民健康保険料等徴収職員証
(第 9 条 関係) 様式第 16 号

(17) 国民健康保険料等滞納処分執行職員証 (第 10 条 第 3 項 関係) 様式第 17 号

(18) から (20) まで 削除

(21) 国民健康保険料納付書兼領収証書 様式第 21 号

(22) 国民健康保険料納付書兼領収証書 (オンライン分) 様式第 22 号

(23) 国民健康保険料領収証書 (複写用) 様式第 23 号

(24) 削除

(25) 国民健康保険料督促状 (第 12 条 関係) 様式第 25 号

(26) 国民健康保険料徴収猶予申請書 (第 13 条 の 4 第 1 項 関係) 様式第 26 号

(27) 国民健康保険料減免申請書 (第 13 条 の 4 第 1 項 関係) 様式第 27 号

(28) 国民健康保険料 / 減免 / 徴収猶予 / 承認 / 不承認 / 通知書 (第 13 条 の 4 第 2 項 関係) 様式第 28 号

<p style="text-align: center;"><u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）による届書その他の書類のうち必要と認めるものの様式は、<u>主管局長</u>が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（施行細目の委任）</p> <p>第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(29) 国民健康保険料減免理由消滅申告書（第13条の4第3項関係）様式第29号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(30) 削除</u></p> <p>2 <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）による届書その他の書類のうち必要と認めるものの様式は、<u>福祉局長</u>が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（施行細目の委任）</p> <p>第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>福祉局長</u>が定める。</p>
--	---

様式第1号から様式第15号までを削り、様式第16号を様式第1号とし、様式第17号を様式第2号とし、様式第18号から様式第30号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則第7条の3の規定は、この規則の施行の日以後にされた出産に係る出産育児一時金の加算について適用し、同日前にされた出産に係る出産育児一時金の加算については、なお従前の例による。